

『危機管理防災研究』投稿規程

1. 投稿資格

- ① 日本危機管理防災学会の会員であること。
- ② 投稿時点で学会費を完納していること。

2. 原稿の種類

- 原稿の種類は、研究論文、研究ノート及び調査研究報告とする。
 - ① 研究論文とは、新規性及び独創性のある研究成果を論理的及び実証的に展開した内容のものをいう。
 - ② 研究ノートとは、前項の研究論文ほど完成度が高くないが、学会誌に掲載することが有意義と認められる内容のものをいう。
 - ③ 調査研究報告とは、現地調査又は計量的調査により得られた資料、聴取記録その他の内容のものをいう。

3. 原稿の主題

- 原稿の主題は、危機管理及び危機管理行政に関連するものとする。

4. 既発表論文投稿又は二重投稿の禁止

- 投稿できる原稿は未発表のものに限る。
- 同一の原稿を同時に投稿してはならない。
- 同一の原稿を本学会誌の複数の号に同時に投稿してはならない。

5. 匿名性の保持

- 原稿を投稿しようとするものは、その氏名、名称、所属その他について、査読者が判別することができないように配慮しなければならない。

【氏名、名称、所属その他は判別されやすい叙述の例】

- ・「拙著『(文献名)』で論じたように〔…〕」
- ・「本論文は科学研究費補助金（研究代表者氏名）による共同研究の一部である」
- ・「本調査は著者が所属する（大学名）の学生を対象とした」

6. 原稿の分量、形式その他

- 原稿の本文を叙述する言語は、原則として、日本語とする。
- 原稿の分量、形式その他については、執筆要綱の定めるところによる。

7. 投稿方法

- 原稿の投稿は、原則として、電子メールによる。

- 電子メールにより原稿を投稿する場合には、これをメールの添付ファイルとして学会事務局に送信しなければならない。なお、締切日以降に受信したものについては、これを受付けない。

8. 審査及び掲載

- 投稿された原稿は、理事会が委嘱した査読者により査読を行う。
- 原稿を投稿したものの氏名、名称、所属その他は、これを査読者に明かさない。
- 理事会は、査読者による報告に基づき、掲載の可否、原稿の種類、掲載する号、掲載順序その他を決定する。
- 前項の規定する理事会の決定については、遅滞なく、投稿したものに対して、その旨を通知する。
- 投稿された原稿は、これを返却しない。

9. 投稿規程の改廃

- この投稿規程の改廃は、理事会の議決による。

(2019年7月17日制定)